

令和2年度事業計画

1 公益事業

(1) 水難救済に従事した者の報奨に関すること。

報奨金支弁該当事案を早期に把握し、適正な手続きに努める。

報奨金の請求手続きについては、各救難所の事務手続き担当者の意識の高揚を図り、指導・助言、連携を図り、迅速な処理を目指す。

(2) 水難救済に従事する者の訓練及び教育に関すること。

① 救難所員の訓練経費については、平成28年度以降、琉球水難救済会の独自予算で実施することとなったが、(一財) 沖縄コンベンションビューローの講師派遣事業の助成を活用しつつ訓練を実施する。

② 漁協系救難所については、1救難所の訓練に止まっていることから、所轄の海上保安官署の協力を得て、訓練、研修等を模索する。

③ リーフ内の沿岸救難に直面することが多いレジャー系救難所については、外部講師を招聘し、高度かつ効果的な訓練を実施する。

④ 各救難所には、自主的な訓練を実施するなど、救難所独自の訓練を奨励するとともに、海保が海事関係者に対して行う救助訓練に積極的に参加するように救難所を支援する。

⑤ 沖縄県水上安全条例で規定する救助員を養成する訓練と講習を開催し、受講終了者には有効期間を設定した「琉球水難救済会救助員証」を発行する事業を継続する。

(3) 水難救済に要する資器材の調達に関すること。

① 各救難所が保有する資器材の現状を把握するとともに、救難所の要求に応じ、資器材の適切な調達・配付に努める。

② 高額の資器材については可能な限り中央から調達することとする。

③ 海難発生頻度の高い海浜に救命浮環を設置する「ライフリング設置事業」は、各市町村や関係者から高い評価を得ていることから、継続した取り組みを行う。

(4) 水難救済に功労のあった者の表彰に関すること。

① 水難救済において人命救助に功労のあった者、琉球水難救済会の救難所員の救助活動を支援した一般の者の表彰を行う。

② 本会役員として永年在任し、功績顕著な者及び救難所員として功労のあった者の表彰を行う。

(5) 救難所の運営に関すること。

- ① 現在 81 の救難所が活動中である。

救難所は当会の活動の根幹を成すものであることから、救難所の活動を積極的に広報し多くの県民の理解を得ながら、各地域からの要望等を受けて適切な場所に救難所の新設を図ることとする。

- ② 海上保安庁のほか警察や消防等の公的救助機関と緊密な連携を図り、効果的な救難捜索活動を実施できるようにする。

(6) 災害発生時における救援に関すること。

- ① 沖縄県及び各市町村が開催する総合防災訓練の海上部門の訓練に地元の救難所を参加させ、震災時等における災害救助活動及び自己の避難等の訓練を行う。

- ② 災害発生時において、本会が取り組まなければならない救援の方向性等を模索するため、沖縄県観光危機管理基本計画に関するシンポジウム等に参加する。

(7) 水難救済思想の普及に関すること。

- ① 当会の関係機関、事業所、団体等が行う活動及びイベント等に参画し水難救済思想の普及を図る。

- ② ホームページ、リーフレット、横断幕及びマスコミ等の広報媒体を活用し思想普及を図る。

- ③ 地域や学校現場からの要請に応じて生徒を対象に、海保と連携のうえ、「海の安全教室」を開催し、水難救済思想の普及を図る。

(8) 青い羽根募金事業

- ① 公益社団法人日本水難救済会の承認を得て、水難救済事業の広報と事業資金調達の為、7月1日～8月31日の間を「青い羽根募金強調運動期間」と位置付け青い羽根募金活動を展開する。

- ② 青い羽根募金活動は、各市町村、事業所及び各団体並びに県民に協力依頼するとともに、各種イベント等に参画し、募金活動を積極的に推進する。

- ③ 高額の募金者は積極的に表彰及び広報するなどして、青い羽根募金の周知普及活動に務める。

(9) 各団体との協力関係の構築

マリンレジャー関連の事業団体との協力関係を構築する。

現在、当会に加盟する次の団体が行なう活動等に対する協力関係の強化を図っている。

- ・ 沖縄県ウォータークラフト安全協会（OWSA）
- ・ NPO法人 沖縄県カヤック・カヌー協会（OKCA）
- ・ NPO法人 沖縄ウォーターパトロールシステム（OWPS）
- ・ 恩納・読谷地区海難救助連絡協議会

2 収益事業

1階及び2階を、アジア海洋沖縄株式会社に賃貸し家賃収入を得る。

3 法人

公益法人の運営については、行政庁の指導・監督を受け、コンプライアンスの徹底に努め、ガバナンスを維持し健全な経営を目指す。

会員の勧誘については、ホームページの活用、ポスターやリーフレットを作成配布する等して当会の存在と活動を広く宣伝し、新規会員の加入促進を行うこととする。